

けい かく

浜田市こども計画

【令和7年度～令和11年度】

む がい よう ばん

こども向け概要版



れいわ ねん がつ
令和7年3月
はま だ し
浜田市

なぜ、こども計画を作ることになったのか

「こども基本法」という法律が新しく作られ、憲法や子どもの権利条約の考えをもとに、住んでいるまちが「こどもまんなか社会」になるための計画を作ることが定められました。

こどもまんなか社会とは

すべてのこども・若者がひとりの人間として大切に扱われ、身体的・精神的・社会的に幸福(ウェルビーイング)な生活を送ることができる社会です。

子どもの権利条約

こどもの権利を守るために決められた世界共通の約束で、「差別のないこと」、「こどもに一番よいこと」、「命を守られ成長できること」、「自由に意見を出せること」の4つの考えを大事にしています。



こどもの権利

すべてのこどもが、ひとりの人間としての権利（人権）をもっています。こどもの権利を大きく分けると「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つがあります。

こども計画ってなに？

こども計画では、子育てをしている家庭や、こどもたちを支えるための取組をまとめ、すべてのこどもたちが自分らしく成長し、安心して幸せに暮らせるようになることを目的としています。



こども計画の特徴

- こども計画には、こどもたちに「浜田市がこうなってほしいな」ということについてアンケートをして、その意見を取り入れています。
- こども計画では、こどもの成長に合わせて、市がどんな取組をしているか分かるようにまとめています。

はま だ し けい かく 浜田市こども計画がめざすもの

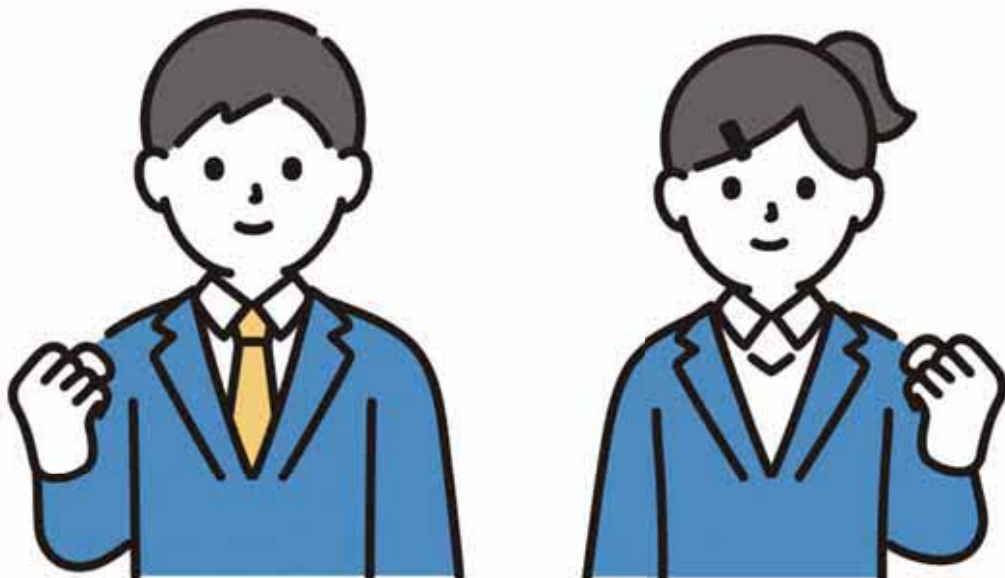
し すがた き ほん り ねん さだ
市のめざす姿として基本理念を定めました。

わか もの
こどもや若者が
じ ぶん い
自分らしく生きるまちへ

か てい ち いき しゃ かい ぜん たい ささ え がお
～家庭・地域・社会全体で支えあうみんなの笑顔～

これまで浜田市はめざすまちの姿を、「健康でいきいきと暮らせるまち」「夢を持ち郷土を愛する人を育むまち」としていましたが、これといっしょに、「こどもまんなか社会」をめざすことになりました。

その実現に向けて、それぞれの家庭や地域、そして社会全体でこどもや保護者を支えることで、笑顔あふれるまちとなり「こどもや若者が自分らしく生きるまちへ」つながることをめざしています。



きほんりねんじつげん

してんじゅうてんとくりくみ

基本理念を実現するために、6つの視点で重点取組をつくりました。

きほんりねん 基本理念

とおしてん
ライフステージを通した視点

たんじょうまえようじきしてん
こどもの誕生前から幼児期における視点

がくどうきししゅんきしてん
学童期・思春期における視点

せいねんきしてん
青年期における視点

こそだとうじしゃしてん
子育て当事者への視点

わかものしゃかいさんかくいけんはんえいしてん
こども・若者の社会参画・意見反映の視点

じゅうてんとりくみ 重点取組

① わかものじぶんそだしえん
こども・若者が自分らしく育つ支援

② きょういくほいくじぎょうたようたいよう
教育・保育事業の多様なニーズへの対応

③ ほごしゃきぼうすちいき
こども・保護者が希望をもって過ごせる地域づくり

④ ささあだれとのかしえん
ともに支え合い誰ひとり取り残さない支援



6つの視点^{してん}ごとに、それぞれの取組^{とりくみ}を進め^{すす}ます。

1. すべての人^{ひと}への取組^{とりくみ} (ライフステージを通^{とお}した取組^{とりくみ})

おも とりくみ 主な取組

- 遊び^{あそ}やボランティア活動^{かつどう}を通じて^{つう}多様な体験活^{た よう たいけん}動^{かつ}ができる環境^{かんきよう}づくりを進め^{すす}ます。
- こども家庭センター^{か てい}が中心^{ちゅうしん}となり、こどもが健^{すこ}やかに成長^{せいちょう}できるように地域全体^{ち いき ぜん たい}が連携^{れんけい}します。



2. 生まれる前^{う まえ}から5歳^{さい}くらいの人^{ひと}への取組^{とりくみ} (こどもの誕生^{たんじょう}前から幼児期^{ようじき}における取組^{とりくみ})

おも とりくみ 主な取組

- 妊婦^{にん ぶ}と赤ちゃん^{あか}の健康状態^{けん こうじょう たい}の確認^{かく にん}や困りごと^{こま}の相談^{そう だん}にのります。
- こどもにとって安全^{あんぜん}・安心^{あんしん}な環境^{かんきよう}となるように幼稚園^{よう ち えん}、保育所^{ほ い く し ょ}、認定こども園^{にん てい こ も ぐ ん}を運営^{えん うん えい}します。



うな取組をするの?

3. 小・中学生への取組(学童期・思春期における取組)

おも とりくみ 主な取組

- ほう か ご じ どう うん えい こえ
放課後児童クラブの運営など、こどもの声を
き い ば しょ せい び すす
聴きながら居場所づくりの整備を進めます。
- こどもの なや おと な そう だん
悩みやつらいことを、大人に相談で
かんきょう
きる環境をつくれます。



4. 高校生以上の若者(16歳～39歳)への取組(青年期における取組)

おも とりくみ 主な取組

- わかもの はたら かんきょう あん てい
若者の働きやすい環境づくりなど、安定した
せい かつ
生活ができるようにサポートします。
- で あ き かい ば そうしゅつ し えん けっこん しん せい かつ おう
出会いの機会・場の創出支援、結婚新生活応
えんきん とう きゅう ふ
援金等を給付します。



5. 保護者や子育て関係者への取組(子育て当事者への取組)

おも とりくみ 主な取組

- 子育てや教育にかかるお金の負担が少なくなるようにします。
- 困難や悩みを抱えている家庭の相談にのり、必要なサポートをします。



6. こども・若者の社会参画・意見反映の取組

おも とりくみ 主な取組

- こどもの権利に関する理解を深め、大人にも分かってもらうための取組を行います。
- こどもの意見を聴くための機会や場をつくる取組を行います。



はま だ し けい かく れい わ ねん ど れい わ ねん ど
浜田市こども計画【令和7年度～令和11年度】

む がいよう ばん
こども向け概要版

れい わ ねん がつ
令和7年3月

はっ こう はま だ し けん こう ふく し ぶ こ こ そだ し えん か
発行：浜田市 健康福祉部 子ども・子育て支援課

しま ね けん はま だ し との まち ばん ち
〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

TEL:0855-25-9331